

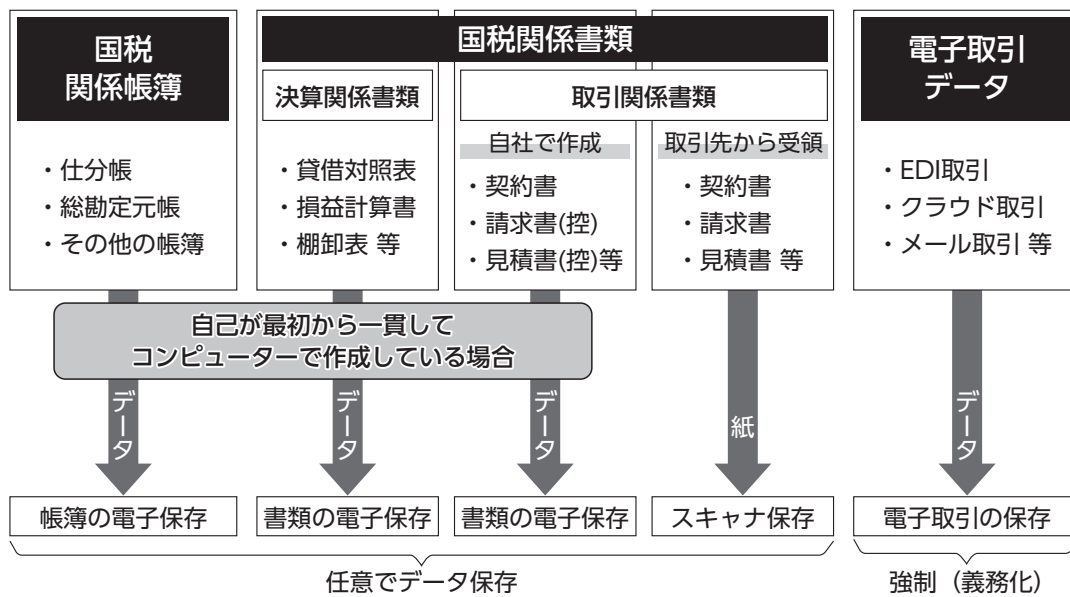
電子帳簿保存法は、1998年7月1日の施行から25年が経過しています。前回、2021年度の改正では電子取引を紙に出力して保存することが原則廃止されましたが、データ保存要件への対応が困難な小規模事業者の問題等もあり、22年度の税制改正大綱で有恕(ゆうじょ)規定が盛り込まれ23年12月31日まで適用されています。24年1月1日以降は電子取引データを紙で印刷することは原則禁止されます。今回は改めて電子帳簿保存法について説明し、医院で最低限対応しなければならないことを確認したいと思います。

### 1. 電子取引のデータ保存が義務化

電子帳簿保存法は国税関係帳簿書類が対象になり大きく4つの区分になります。具体的にどのようなものが該当するかは図1のとおりです。

青色申告を行うには、帳簿や帳簿の記載事項の証明となる書類を7年間保存しておかなければなりません。元々は紙での保存の規定です。電子帳簿保存法は、元々紙で保存すべき書類を電子化できるとした上で、そこにデータ受領したものについては、データ保存が義務化されました。

図1 電子帳簿保存法と保存すべき帳簿・書類の全体像



経税部  
だより

# 電子帳簿保存法の動向と歯科医療機関の対応

税理士 井川 博幸

### 2. 近年の法改正で大きな転換

電子帳簿保存法が施行されてから2020年まで数回の改正があり、その主な内容は要件の緩和でした。大きな転換点となったのは21年度改正です。直近では23年度改正で有恕(ゆうじょ)措置のあった電子取引データの紙保存が廃止されています。21年度と直近である23年度の改正について見ておきます。図2をご覧ください。

図2 近年の法改正の主な内容

改正年度	主な改正点	概要
2021年	電子帳簿等保存の緩和	①事前承認制度廃止 ②優良電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備
	スキャナ保存	①事前承認制度廃止 ②領収書への自署は廃止 ③タイムスタンプ付与までの期間は最長約2カ月以内に統一 ④訂正・削除履歴の残るクラウドに最長2カ月以内に格納する場合はタイムスタンプ不要 ⑤紙の原本とスキャナ画像との同一性チェックは不要 ⑥電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重
2023年	電子取引の保存	①検索項目の緩和 検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つに限定すると共に、税務調査時にダウンロードの求めに応じるようにしておけば、「範囲を指定して検索できること」「2以上の項目を組み合わせることで検索できること」の2つの検索要件は不要となりました ②基準期間の売上高1000万円以下の保存義務者は全ての検索要件が不要 ③データ保存の義務化(有恕措置あり、令和5年12月31日まで)
	電子帳簿等保存の緩和	①「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の見直し
	スキャナ保存	①解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要 ②入力者等情報の確認要件が不要 ③帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定
2023年	電子取引データの保存	①検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し イ 基準期間の売上高が5000万円以下の保存義務者に拡大 ロ 電子取引データの出力書面を、取引年月日及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出ができるようにしている保存義務者が追加 ②新たな猶予措置の創設 次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能などの要件に沿った対応は不要となり、単に保存しておくことができることとされました イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合 ロ 税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求め、及びその電子取引データを出力した書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合
	電子帳簿等保存の緩和	①「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の見直し

### 3. 24年1月1日以降の医院の対応

電子帳簿等保存制度のうち、国税関係帳簿・書類とスキャナ保存は任意適用です。希望者のみが利用する制度です。

電子取引データ保存については、電子取引を行う先生は全て対応する必要があります。請求書、領収書、契約書等をデータでやりとりする場合だけでなく、メールに添付する場合、インターネットを通じて薬品・材料の購入等ネット通販をする場合も該当しますので、ほぼすべての先生が保存の義務を負うこととなります。図3では、2024年1月以降電子取引データに対応しなければならない保存義務者をまとめています。

図3 2024年1月以降に対応が必要になる保存義務者

内容	通常の保存義務者	ダウンロードの求めに応じる		
		一般の保存義務者	基準期間売上高5000万円以下	新たな猶予措置
システム概要書類の備付	必要	必要	必要	-
真実性の確保	①~④のいずれかを満たす	①~④のいずれかを満たす	①~④のいずれかを満たす	-
見読可能性の確保	必要	必要	必要	-
検索可能性の確保	①~③の全て	①のみ ②③は不要	一定の保存義務者に該当した場合は不要	不要 (図2の2023年改正、電子取引データ保存②に該当)

(注) 真実性の確保における事務処理規定は国税庁HPでフォーマットが公開されています。

(注) 検索可能性の確保の例外として以下の方法も可能です。

①規則的なファイル名を付す方法: データのファイル名に(日付、取引金額、相手先)を入力し、特定のフォルダに集約しておく。②表計算ソフト等で索引簿を作成する方法: 表計算ソフト等で索引簿を作成し、検索できるようにしておく。

### 4. 最後に

先生方におかれましては、オンライン資格確認、レセプトのオンライン請求等の対応に追われるなか、電子帳簿保存にも対応しなければなりません。ご自身がどの保存義務者に該当するのかわかり、最低限電子取引データの保存に少しずつ取り組んで頂けたらと思います。

国税庁がフローチャートを公開

国税庁はHPで、2024年1月以降の電子取引データ保存への対応を確認するためのフローチャートを公開しています。詳しくはQRコードからご参照ください。

